

○ 租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設（平成二十五年文部科学省告示第六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設</p> <p>1 (略)</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>2 政令第四十条の四の三第八項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭は、次に掲げる金銭であつて、教育を受けるために支払われるもの（国外において支払われるものを含む。）として社会通念上相当と認められるものとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 通学定期券代</p> <p>七 政令第四十条の四の三第六項第三号に掲げる外国の教育施設に就学するための渡航費（一回の就学につき一回の往復に要するものに限る。）又は学校等（同号に掲げる外国の教育施設を除く。）への就学に伴う転居に要する交通費であつて公共交通機関に支払われるもの（一回の就学につき一回の往復に要するものに限る。）。</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> | <p>租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設</p> <p>1 (略)</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>2 政令第四十条の四の三第八項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭は、次に掲げる金銭であつて、教育のために支払われるもの（国外において支払われるものを含む。）として社会通念上相当と認められるものとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> |

○内閣府告示第四十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設

1 租税特別措置法施行令（以下「政令」という。）第四十条の四の四第六項第一号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、衣服の貸与、贈答品の販売その他の便益の提供及びこれらに付随する物品の給付（以下この項において「婚礼事業」という。）の対価として支払われる金銭であつて、婚礼事業を行う事業者に支払われるものとする。

2 政令第四十条の四の四第六項第二号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、次に掲げる金銭とする。

一 家賃、敷金及び共益費その他政令第四十条の四の四第六項第二号に規定する賃貸借契約（当該賃貸借契約が二以上ある場合には、これらの賃貸借契約のうち主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋の賃貸借契約（当該家屋の賃貸借契約の締結の日の属する最初の月が別の賃貸借契約の効力の存する月である場合には、当該月についてはいづれの賃貸借契約も含む。）をいう。以下この号において「賃貸借契約」という。）に基づき支払われる金銭であつて、当該賃貸借契約の締結の日以後三年を経過する日までに支払われるもの

二 礼金、仲介手数料及び契約更新料その他借賃以外に授受される金銭であつて、賃貸人又は宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）に支払われるもの

3 政令第四十条の四の四第六項第三号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、転居のための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要する費用であつて、運送業を営む者に支払われるものとする。

4 政令第四十条の四の四第七項第一号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、次に掲げるものとする。

一 人工授精その他不妊治療に要する費用であつて、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に支払われるもの

二 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十三条第一項の規定による妊婦に対する健康診査に要する費用であつて、病院、診療所又は助産所（医療法第二条第一項に規定する助産所をいう。以下同じ。）に支払われるもの

5 政令第四十条の四の四第七項第二号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、次に掲げるものとする。

一 分べん費、入院費、検査・薬剤料及び処置・手当料その他出産のための入院から退院までの間に要する費用であつて、病院、診療所又は地方公共団体に支払われるもの

二 母子の心身の健康保持又は子育て支援のための宿泊施設の提供、相談、指導及び助言その他の便益の提供（以下この号において「産後ケア」という。）の対価として支払われる金銭であつて、産後ケアを行う病院、診療所、助産所又は地方公共団体（当該地方公共団体から委託を受ける。）に支払われるもの（六泊分又は七回分に相当する金額を限度とする。）

6 政令第四十条の四の四第七項第三号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、治療、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定による予防接種、母子保健法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳幼児に対する健康診査又は医薬品（処方箋に基づき調剤されたものに限る。）の対価として支払われる金銭であつて、病院、診療所、助産所又は薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）第二条第十二項に規定する薬局をいう。）に支払われるものとする。

- 7 政令第四十条の四の四第七項第四号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、次に掲げるものとする。
 - 一 入園料、保育料及び施設設備費
 - 二 入園のための試験に係る検定料
 - 三 在園証明その他記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料
 - 四 前三号に掲げるもののほか、行事への参加に要する費用及び食事の提供に要する費用その他育児に伴って必要な費用
- 8 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める医療機関は、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第二十七条第二項の規定に基づき都道府県知事が肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる国立療養所として厚生労働大臣の指定を受けたものとする。
- 9 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第七号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出がされた施設のうち、同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設
 - 二 児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出がされた施設（前号の施設を除く。）のうち、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省告示第一号）に該当するもの
 - 三 ベビーシッター派遣事業費補助金に係る事業において、ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として認定された事業者が行う児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設